いじめ防止対策推進法に基づき教育委員会に設置する附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月17日

静岡県知事 鈴木康友

2 委員は、再任されることができる。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査 審議が終了したときは、解任されるものとす

静岡県条例第44号

いじめ防止対策推進法に基づき教育委員会に設置する附属機関設置条例の一部を改正する条例 いじめ防止対策推進法に基づき教育委員会に設置する附属機関設置条例(平成26年静岡県条例第12号)の 一部を次のように改正する。

いじめ防止対策推進法に基づき教育委員会に設置する附属機関設置条例(平成26年静岡県条例第12号) 部を次のように改正する。	
改正前	改正後
目次	目次
第1章・第2章 (略)	第1章・第2章 (略)
第3章 静岡県いじめ問題対策本部(第10条	第3章 静岡県いじめ問題対策本部(第10条
一 <u>第15条</u>)	一 <u>第18条</u>)
第 4 章 雑則(<u>第16条</u>)	第4章 雑則(<u>第19条</u>)
附則	附則
(会議)	(会議)
第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)	第9条 協議会の会議(以下 <u>この条において</u>
は、会長が招集する。	「会議」という。)は、会長が招集する。
2 · 3 (略)	2 • 3 (略)
(組織)	(組織)
第12条 (略)	第12条 (略)
	2 対策本部に、特別の事項を調査審議させる
	ため必要があるときは、特別委員を置くこと
	<u>ができる。</u>
(委員)	(委員 <u>及び特別委員</u>)
第13条 委員は、弁護士及び精神保健に関して	第13条 委員 <u>及び特別委員</u> は、弁護士及び精神
学識経験を有する医師その他の学識経験を有	保健に関して学識経験を有する医師その他の
する者のうちから、教育委員会が任命する。	学識経験を有する者のうちから、教育委員会
	が任命する。
	第14条 委員の任期は、2年とする。ただし、
	補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす
	<u>3.</u>

(本部長及び副本部長)

第14条 (略)

(準用)

第15条 第6条、第7条及び第9条の規定は、 対策本部に準用する。 る。

(服務)

第15条 委員及び特別委員は、職務上知ること のできた秘密を漏らしてはならない。その職 を退いた後も同様とする。

(本部長及び副本部長)

第16条 (略)

(部会)

- 第17条 対策本部は、必要があるときは、部会 を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び特別委員は、本部 長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委 員及び特別委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠け たときは、当該部会に属する委員及び特別委 員のうちから部会長があらかじめ指名する者 が、その職務を代理する。
- 6 対策本部は、その定めるところにより、部 会の決議をもって対策本部の決議とすること ができる。

(会議)

- 第18条 対策本部の会議(以下この条において 「会議」という。)は、本部長が招集する。
- 2 対策本部は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。
- 4 前3項の規定は、部会について準用する。

部長」とあるのは、「部会長」と読み替える ものとする。

第4章 雜則

この場合において、第1項及び第3項中「本

(委任)

第19条 (略)

第4章 雜則

(委任)

<u>第16条</u> (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この条例は、公布の日から施行する。